

インターネット社会における 弁護士業務妨害と対処法

講演日：2016年3月22日(火)



神田 知宏 (60期)
●Tomohiro Kanda
第二東京弁護士会会員
業務妨害対策委員会委員

〈略歴〉
2007年 弁護士・弁理士登録
2009年 日弁連コンピュータ委員会
副委員長
2016年 筑波大学非常勤講師(情報法)

CONTENTS

5 削除請求編

- ① メールでの削除請求(2ch.net)
- ② フォームでの削除依頼(logsoku)
- ③ 送信防止措置依頼書での請求
- ④ 削除仮処分 ⑤ 削除請求のリスク

6 発信者情報開示請求編

- ① 投稿者の特定手順(匿名サイト)
- ② IPアドレスの開示請求—発信者情報開示仮処分
- ③ 接続プロバイダーの調査
- ④ 住所氏名の開示請求 ⑤ 開示請求のリスク

7 特殊な削除請求

- ① 検索サイトのキャッシュの削除依頼
- ② サジェストの削除 ③ 関連ワードの削除請求
- ④ 検索結果の削除

8 海外企業編

- ① 債務者の例 ② 管轄 ③ 双方審尋期日

9 結語

〈前号掲載〉

- 1 はじめに
- 2 業務妨害事例
 - ① 依頼者・相手方・事件関係者・傍観者からの業務妨害
 - ② 業務妨害記事を削除請求した相手によるさらなる業務妨害
 - ③ 各サイトに業務妨害記事が作成された結果
 - ④ 対応方法
- 3 管理者調査編
 - ① 削除請求の相手は誰か ② 管理者の調査
- 4 請求編(総論)
 - ① 請求方法 ② 任意削除・開示請求の手法
 - ③ 法的措置の種類 ④ 対象記事と請求主体
 - ⑤ 対象記事の種類

5 削除請求編

1 メールでの削除請求(2ch.net)

まず、一番悪口が書かれやすい「2ちゃんねる」ですけれども、「2ちゃんねる」は西村博之さんのやっている「2ch.sc」と呼ばれている方と、もともと西村博之さんがやっていた「2ch.net」の2つがあり、「2ch.net」は現在別のところがやっているとされています。

この「2ch.net」は、昔はいろいろな削除ルールがあったのですが、最近は非常に基準が緩くなってきており、メールを送信するだけで足りる。削除依頼が公開されるということで、どうしようとする必要があまりない。「meiyokison@racequeen.ph」というメールアドレス宛に、これを消してほしいという削除依頼のメールを送信することによって、消してもらえる可能性が非常に高くなっています。

2 フォームでの削除依頼(logsoku)

フォームでの削除依頼の方法を1つご紹介します。「2ちゃんねる」のミラーサイトの1つに「ログ速」というサイトがあります*2。このサイトは削除依頼を多く受け付けているのでしょうか、トップページに「削除・問い合わせ」というボタンが用意されています。こちらをクリックするとフォームが表示されます。このフォームにいろいろな情報を入力して、このURLのこの掲示板の、この番号の投稿を削除したいと。私の業務妨害になっているので、

*2 <http://www.logsoku.com/>

削除してくださいということを書いて送信すると、削除に応じてもらえるわけです。

全て削除されるかどうか分かりませんが、削除請求をして、このサイトに関して削除できなかったという記憶がないので、おそらく全て削除してくれるのだろうという認識です。

3 送信防止措置依頼書での請求

(1) フォームを利用するケース

例えば、「転職会議」というサイトのお問い合わせの画面には「ご意見・ご感想はこちらのフォームからお送り下さい。」と書いてありますので*3、ここから削除依頼をします。いろいろ入力して送りますと、送信防止措置依頼書が作られて、この書面に実印を押して送ってくださいというように導かれます。これを郵送することによって削除されることがあると考えてください。

この送信防止措置依頼書で削除されなかった場合には、次は裁判所の措置ということになるかと思えます。

(2) 書式の紹介

次に、名誉毀損、プライバシー関係の送信防止措置依頼書の書式をご紹介します*4。

「掲載されている場所」の欄には、その侵害情報がどこに載っているのか、掲載されているURLを書いてください。なお、掲示板であれば、何番の投稿が名誉毀損なのか、名誉権侵害なのかということも言わなければいけませんので、このURLで表示されるページの何番の投稿というところまで書く必要があります。

同定可能性などは、この依頼書に書く必要はないと思います。権利侵害の説明のところでも名誉権侵害だということまで書けば、おそらく通用するのではないかと思います。

(3) 手続

送信防止措置依頼書をコンテンツプロバイダーに送付したときの流れについて、**図表3**

に示します。

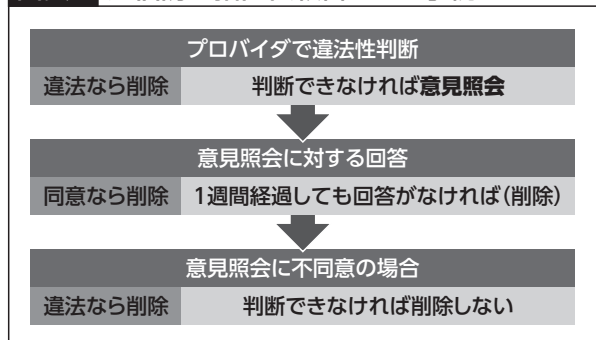
まず、送信防止措置依頼書がコンテンツプロバイダーに到着すると、プロバイダー側で違法性の判断をします。社内で考えて、これは確かに違法だということが分かれば消してくれますが、社内では判断できないという場合には、意見照会が行われます。

図表3で「意見照会」の文字が太字になっているのは、要注意だからです。先にURLを紹介した書式の4枚目に「書式②-1 侵害情報の通知書兼送信防止措置に関する照会書（名誉毀損・プライバシー）」とあります。この照会書が、例えばプロバイダーがブロガーを把握している場合には、ブロガーに送られます。匿名掲示板の場合には掲示板管理会社であっても誰が書いたか分かりませんから照会書は行きませんが、例えばメールアドレスを登録して利用するような掲示板の場合にはそのメールアドレス宛に意見照会をメールで送るということをやっているようです。

そのため何が起るかというと、削除請求をされた人は怒ることが珍しくありません。悪徳弁護士だからと思って書いたら、悪徳弁護士が削除請求してきたぞということ、またさらにネットで書かれてしまうというリスクが存在します。匿名掲示板であれば、意見照会はされませんから、そういったリスクはないのですけれども、意見照会ができるサイトの場合には、そういったリスクがあるということをご覚えておいてください。

また、**図表3**の下の方にあるとおり、例えば1週間して回答がなければ削除されるのである

図表3 送信防止措置依頼書による手続



*3 <https://jobtalk.jp/info/ask.html>

*4 http://www.isplaw.jp/p_form.pdf

とか、削除に同意をしてくれれば削除される
とか、そういった流れになっています。

4 削除仮処分

次は削除仮処分のお話に移ります。削除仮処分は、任意削除に応じてもらえなかった場合に使う方法です。

(1) 管轄

管轄は、サイト管理者の普通裁判籍もありますけれども、不法行為地の特別裁判籍を使っただけのほうがいいかと思えます。東京23区内に請求主体となる弁護士の事務所があれば、東京地裁民事9部が管轄になるということです。これはどうしてかということ、被害者の住所が結果発生地と考えられているからです。弁護士業務に付随して名誉毀損が行われているわけですから、弁護士業務に対する違法な結果は、事務所の所在地で生じていると考えることが可能だということです。

(2) 被保全権利

被保全権利は、人格権に基づく妨害排除請求としての削除請求権です。時々、プロバイダ責任制限法かとお考えの方がいますがけれども、同法には根拠条文がありません。

保全の必要性については、あまり具体的に書く必要はなく、日々刻々と人格権が侵害されていると書くだけで十分です。プロバイダーの方からは、具体的な保全の必要が何ら主張疎明されていないじゃないかという反論を受けるのですが、9部ではそういった反論はあまり有効ではなくて、日々刻々と画面に出ていることによって、毎日人格権が侵害されているんだということによって、保全の必要が満たされると考えられています。

(3) 申立の趣旨

申立の趣旨は、「債務者は別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を仮に削除せよ」です。この辺は『民事保全の実務』などを読んでいただくと分かりますが、別紙形式になっております。

この別紙投稿記事目録の中には、どの記事を削除したいのかという、特定するための情

報を書いてください。記事のURL、記事のタイトルや、掲示板であれば記事の番号、または記事の内容、投稿日時といったものを書いて、記事を特定します。なぜここまで細かいことを書かなければいけないかというと、執行官が執行するときに、どれが対象なのか分からないからとされています。

その趣旨で言うと、例えば掲示板の場合には、URLと投稿番号が分かれば特定できるので、こんなにいらんじゃないかと考えられます。実際、「2ch.sc」に関しては、投稿内容までは書かなくてよいという扱いになっております。

(4) 疎明資料

①対象記事のスクリーンショットまたは印刷物

疎明資料は、対象記事のスクリーンショットまたは印刷物を必ず用意してください。削除する対象を明らかにする必要があるためです。

何年か前までは、名誉毀損の公然性の立証のためにスクリーンショットじゃないといけなかったと言われていたころがありましたけれども、最近ではそこまで厳しいことは言われなくて、印刷物であれば何も言われなくていい状況だと思います。印刷物を出すときに要注意なのは、URLと一緒に印刷されるようにしなければいけないことです。

通常、ウェブページを印刷するとURLと一緒に印刷されるように設定ではなっていますが、URLがないと証拠価値なしと言っている知財高裁の判決もあります。

②対象記事の違法性を疎明する陳述書などの書面

また、対象記事の違法性を疎明するための陳述書でもいいですし、客観的な資料が何かあればいいですし、そういったものも提出してください。

③WHOISの検索結果

サイトの管理者が誰であることを示す書面として、9部で必ず求められるのが、WHOISの検索結果です。例えば「Yahoo!知恵袋」であればヤフーが管理者であるとサイトに書いてあるので、これでいいじゃないかと思うのですが、9部の受付では必ずWHOISの検

索結果を出せと言われます。

5 削除請求のリスク

削除請求にはいくつかのリスクがあります。

まず、前述のとおり、削除請求をすると意見照会が行く場合があります。匿名掲示板の場合には行かないですけれども、FC2ブログ等のブログの場合、ブログ管理会社書いた人のメールアドレス等を把握している場合があります。その場合には意見照会がブロガーの元に送られます。

それによってこんな削除請求が来たぞ、悪徳弁護士が何をやっているんだみたいなことを、さらに書かれてしまうリスクがありますので、書いている人がどんな人なのかというのを注意深く見る必要があります。このリスクは、投稿者だけに限らず、サイト管理者がそういう気質の人であると、同じような結果になることがあります。

また、削除後、ミラーサイト等から新規にコピーされるリスクもあります。「2ちゃんねる」を削除しても、コピーサイトに記事が残っている場合、コピーサイトから持って行って、さらに書かれるというような事象もごさいます。したがって「2ちゃんねる」に削除請求をしようということであれば、「2ちゃんねる」だけではなくて、ほかのミラーサイトも同時に削除請求を出していくようにしないと、投稿した人が気付く可能性があります。

匿名掲示板であれば意見照会が行かないと言いましたが、毎日毎日その掲示板を見ている人だったら、自分の投稿が消えているぞということが分かることがあります。その場合には、なぜ消えたんだと、きっとあの弁護士が削除請求をしたに違いないと気付かれてしまうので、その場合にはいろいろなものを一緒に削除請求していったり、発信者の特定も一緒にしたりとか、いろいろなことを合わせてやっていかないと、「2ちゃんねる」だけ消しても解決にならないというケースがあります。

6 発信者情報開示請求編

最後に、消しても消しても書かれるというような場合には、発信者情報開示請求をしてくださいというお話です。

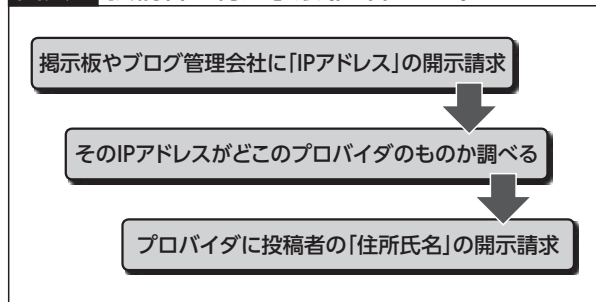
1 投稿者の特定手順(匿名サイト)

発信者情報開示請求は、誰が書いているかを特定する手法です。最近のサイトは匿名サイトばかりです。実名で書くサイトは、そんなに多くありません。匿名サイトで一体誰が書いているのかということを知るためには、通例2段階のステップが必要になります(図表4)。

まず第1段階では、IPアドレスの開示請求をします。誰が書いたのか、書いた人のIPアドレスを開示してくださいという請求をして、IPアドレスを開示されたら、それがどこのプロバイダーを使っているIPアドレスなのかということ調べます。これは事実上の調査です。その上で、そのプロバイダーに対して誰が書いたのか、住所氏名の発信者情報を開示請求するという2段階の流れになります。

根拠条文は、プロバイダ責任制限法4条1項および同条項の発信者情報を定める省令の2つです。省令は平成27年12月9日に改正され、新たにポート番号というものが追加されましたので、これまでよりも発信者の特定がしやすくなるのではないかと期待されています。

図表4 投稿者の特定手順(匿名サイト)



2 IPアドレスの開示請求 —発信者情報開示仮処分—

まずIPアドレスの開示請求の手続を、お話しいたします。個人がこぢんまりやっているようなサイトの場合には、サイト管理会社に、誰がこの悪口を書いたのか知りたいのでIPアドレスを開示してくださいとメールをするだけで、開示してくれることも珍しくないので、通常は発信者情報（IPアドレス）の開示仮処分という方法で開示してもらいます。

(1) 管轄

管轄は、サイト管理者、サーバー管理会社の普通裁判籍です。こちらは、削除仮処分と異なり、不法行為地の特別裁判籍は使えないと言われております。かなり前に不法行為地で上申を出して通った例もありますが、最近では9部では通らなくなっています。ただし、東京に本社を置くサイト管理会社が非常に多いものですから、だいたいは東京地裁民事9部でやることとなります。

まれに、サーバー会社を相手に発信者情報開示請求をすることがあります。その場合には、大阪本社のサーバー会社が何社かあるものですから、大阪地裁に行かなければいけないということもあります。

(2) 被保全権利

被保全権利は発信者情報開示請求権です。

(3) 保全の必要性

保全の必要性のところが一番難しいです。やったことがない人の場合には、ここが一番難しいので、注意してください。

保全の必要性として何を書くかということ、サイト管理者に対する発信者情報開示請求の本案判決を待っている、接続プロバイダーの通信記録が削除されてしまうということ、先ほど、IPアドレスの開示請求訴訟というのは理論的にはあり得るけれども、実務上はないとお話ししました。

例えば「Yahoo!知恵袋」に悪口が書かれているということで、ヤフーさんを被告にしてIPアドレスの開示請求訴訟をして、IPアドレ

スを開示せよという判決をもらうとします。そうすると、早くても3か月や4か月はかかると思います。勝訴してIPアドレスをヤフーさんから開示されたと。その時点で、既に投稿から3か月ぐらいいは平気でたっています。そうすると、**図表4**の第2段階以降、プロバイダーに対する削除請求訴訟が事実上できなくなってしまうわけです。

どういうことかということ、NTTドコモ、ソフトバンク、KDDI、最近スマートフォンを使う人が非常に多いので、この3社を挙げましたが、この3社のログ保存期間が3か月といわれています。したがって、IPアドレスの開示請求訴訟をして3か経過してしまうと、次にもう行けなくなってしまうわけです。したがって、IPアドレスの開示については仮処分であると、実務上は固まっています。

(4) 申立の趣旨

申立の趣旨は、「債務者は債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮に開示せよ」となります。削除請求と同様に、こちらにも別紙形式になっており、発信者情報目録というのを、もう1つ付けます。

発信者情報目録に記載するのは次の2つです。1つ目は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を投稿した際のIPアドレス*5および当該IPアドレスと組み合わせさせたポート番号です。このポート番号というところが昨年12月9日改正で入ってきた部分です。2つ目は、IPアドレスが割り当てられた日時を時分秒まで開示せよと書くこととなります。

また、別紙発信者情報目録の中に、別紙投稿記事目録が引用されているので、さらに投稿記事目録も付けなければいけません。これは削除請求の場合と同じです。どの投稿について開示したいのかということで、投稿を特定するためのURLなり、掲示板であれば投稿番号、ブログであれば何月何日のブログといったことを書くこととなります。

(5) 疎明資料

疎明資料は、削除請求の場合とだいたい同じで、スクリーンショットを付けて、あとは違

*5 省令改正により、「アイピー・アドレス」という表現に変更されています。

法であることを疎明する陳述書なり、客観的資料なり、そしてWHOISの検索結果を付けます。ここまでは削除請求の場合と同じですが、もう1つ追加で、接続プロバイダーのログ保存期間が3～6か月程度であることを示す文献を付けます。これは保全の必要性の疎明のために必要になります。以前はかなり難しかったと聞いておりますけれども、最近は『民事保全の実務』等の該当ページをコピーして疎明資料にすればよいとなっているようです。

3 接続プロバイダーの調査

次に接続プロバイダーの調査に入ります。

「Yahoo!知恵袋」に、例えば発信者情報開示仮処分をして、IPアドレスの開示を受けましたと。そのIPアドレスが一体どこのプロバイダーが使っているものなのかを知りたいというときに、どうすればよいかという話です。

技術的には、IPアドレスだけでは、個人特定はできません。そのため、接続プロバイダーに、IPアドレスと投稿日時（タイムスタンプ）の2つのセット、プロバイダーによってはポート番号や接続先URL等を要求されることがありますが、基本的にはこの2つのセットを伝えて、通信記録から発信者を特定するという仕組みになっています。

このIPアドレスから、どこの接続プロバイダーのIPアドレスなのだろうというのを調べるのですが、この方法も、やはりWHOISです。前に紹介したアグスネット株式会社などのサイトで調べることができます*6。

アグスネットで試してみます。例えば、検索窓にIPアドレスを「153.160.163.252」と入力し、調べるというボタンをクリックします。そうすると検索結果画面の右側に、どこのプロバイダーのIPアドレスなのかが書かれています。この例ですと、ネットワーク名「OCN」、組織名「オープンコンピューターネットワーク」、管理者連絡窓口として「NTTコミュニケーションズ(株)」と書かれていますので、千代田区内幸町に本社のあるNTTコミ

ュニケーションズだなどということが、これで分かるわけです。ここまで分かったら、次はNTTコミュニケーションズに発信者情報を開示する訴訟をしようという流れになっていきます。

4 住所氏名の開示請求

次のステップは開示請求訴訟です。

(1) 管轄

管轄は接続プロバイダーの普通裁判籍です。IPアドレスの開示仮処分と同じく、不法行為地の特別裁判籍は使えないといわれています。例えば、先ほどのNTTコミュニケーションズであれば東京地裁、ソフトバンクもKDDIも東京地裁です。

例えば最近ケーブルテレビで悪口を書く人がいます。ケーブルテレビの場合は、各地方に本社があることが多いので、いろいろな地裁に行かなければいけません。

(2) 請求（訴訟物）

請求（訴訟物）は発信者情報開示請求権です。

(3) 訴額

訴額は160万円です。記事が複数でも同額です。ただ、プロバイダーが複数いる場合に共同被告にするときには、160万円×プロバイダーの数とお考えください。

(4) 請求の趣旨

請求の趣旨は、「被告は原告に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ」となります。これも仮処分と同じように別紙形式にさせていただくと分かりやすいかと思います。

その別紙発信者情報目録の中には、コンテンツプロバイダーに対する請求と違って、こちらは住所氏名を開示してほしいわけですから、住所氏名、電子メールアドレスと書いていただくとうまいかと思います。

(5) 証拠（甲号証）

仮処分の場合とほぼ同じですが、悪口が書いてある印刷物、そしてそれが違法であることを証明する陳述書などの書面。そしてIPアドレス開示仮処分決定正本、そしてさらにど

*6 <http://www.aguse.jp/>

んなIPアドレスが開示されたかという書面。そしてそのIPアドレスが被告の管理にかかるものであることを示すWHOISの検索結果、これが最小単位です。決定正本はいらないこともあります。だいたいこれで最小単位だと思ってください。

5 開示請求のリスク

次は開示請求のリスクということですが、削除請求と同じく、『意見照会』が書いた人に行くようになっていきます。そういったところに注意をしながら、請求をするということになるかと思えます。

例えば、はっきりとは分からないのですが、あるプロバイダーに発信者情報開示請求訴訟を提起すると、そのプロバイダーがどうやら発信者の訴状を丸々コピーして送っているらしいのです。そうすると、その訴状のコピーがネットにアップされたりすることがあります。そこで新たな風評被害なり業務妨害が生じることもあります。これでは防ぎようがないじゃないかと思うかもしれませんが、防ぎようとしては、なるべく過激な訴状を作らないということが1つ挙げられるかと思えます。

もう1つのリスクは、コストをかけても最終的には特定できないケースも、もちろんあるという点です。

7 特殊な削除請求

ここからは、通常の削除請求と違う、業務妨害事案における特殊な削除請求のお話を進めていきます。

1 検索サイトのキャッシュの削除依頼

まず、検索サイトのキャッシュの削除依頼をしなければいけません。

例えば、「2ちゃんねる」に削除請求をして、

自分の悪口を消してもらったという場合でも、しばらくは「Google」、「Yahoo!」といった検索サイトに、その消したはずのものが出てくるといったことが起こります。それはなぜかというと、「Google」や「Yahoo!」といった検索サイトが、消される前の状態を持っているからです。消される前の状態を持っている、これをキャッシュと呼んでいます。「Google」に、キャッシュを削除請求するための専用のURLがあります*7。こちらは機械処理になっていますので、確かに現状のサイトと昔の状態が違えばプログラムが判断したらキャッシュが削除され、それによって検索結果からも消えるという流れになります。

2 サジェストの削除

次はサジェストの削除です。この点について、東京高裁がサジェストの削除を認めなかった事案が2例報道されております。したがってこれは法的措置ではなくて、任意削除請求で対応するのが現実的かと思えます。「Google」の削除請求フォームのURLを紹介します*8。「権利侵害とお考えのコンテンツ」という項目を選び、サジェストを削除請求することになります。

3 関連ワードの削除請求

もう1つは関連ワードといわれるものの削除請求です。例えば「Yahoo!」で私の名前を検索すると、名前の横に「懲戒」、「ブラック会社サポーター」などの関連ワードが出てきたりします。ここに懲戒などと出てくると、この弁護士は大丈夫かと、きっと潜在的な顧客は思うはずなので、これを消したいと思うはず。私は放っておいてありますけれども、このような関連キーワードをどうやって削除請求するのかということ。こちらも単なる単語の連続であると考えられているために、法的に請求してもなかなか削除仮処分決定がもら

*7 <https://www.google.com/webmasters/tools/removals>

*8 https://support.google.com/legal/contact/r_legalother?product=searchfeature

えないと、今のところ考えられております。

そこでやはりこれも任意削除請求をすることになります。「Yahoo!」の場合のURLを記載します*9。この検索ワードで検索したときに、関連ワードとして懲戒と出てくるので、これを消したいということをフォームに書いて送信をしてください。

4 検索結果の削除

もう1つ、検索結果の削除ということもお話ししておきます。どういうときに必要になるかということですが、例えばサイト管理者は、どこにも書いていないので分からない。ドメインの管理者を調べたら、パナマだったと。じゃあ、サーバーはどこだと思って調べたらルーマニアだったとか、そういったケースがあります。そうすると、どこにも削除請求ができないじゃないかということで、愕然とすることがあります。そういった心理的負担について少しでも減らす、その手法が検索結果の削除です。

ご自身の名前や、ご自身の名前プラス弁護士といったキーワードで検索をしたときに、あまりにも検索結果が汚れている場合には、検索結果だけでもきれいにしましょうというケースです。

(1) 任意削除請求

「Google」の任意削除請求フォームのURLを紹介します*10。このフォームに、このキーワードで検索をしたら、こんな検索結果が出てくるのです、これを消したいんですということを書いて送ることになります。

現在、非常に多くの削除請求を受け付けているために、最近ではだいたい回答に1か月ぐらいかかっています。また、経験則上、削除を拒まれることも多いという印象です。

(2) 検索結果削除仮処分

そういった、グーグルに任意の削除請求を送ったけれども、削除を拒まれてしまったと

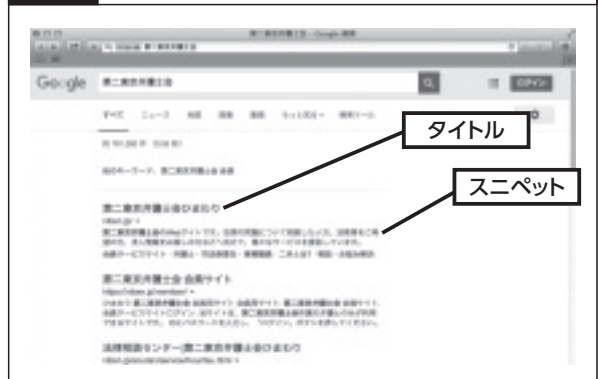
いう場合に、法的措置として最近取り上げていただいているのは、検索結果の削除仮処分という方法です。検索結果として表示されるタイトル、URL、スニペットの3つのセットを目録に書いて削除仮処分を申し立てます。

私の知る限り、いくつかの認容例がありますが*11、何分にも仮処分のために、報道はなかなかさせないという状況です。

違法性の判断をする部分は、検索結果のタイトルとスニペットです。スニペットとは、タイトルの下の3行の抜粋の部分です（**図表5**）。このタイトルとスニペットで、違法性判断をします。ですから、なかなか難しいのです。

この3行で悪口を書くというのは、なかなか難しい。ただここに例えば悪徳弁護士であるとか、懲戒処分を受けた弁護士、受けていないにもかかわらず懲戒処分と、先ほどのサジェスト汚染をされて懲戒処分ということが出されていたら、そんな事実はありませんということで削除請求をすることになります。

図表5 削除判断をする部分



8 海外企業編

海外企業編ということでお話を移します。「Google」以外では、「Twitter」で悪口を書く人が非常に多いようです。「Twitter」は匿名で登録ができますので、悪口を書きやすいと。またはFC2ブログでも悪口を書かれやすいよ

*9 <https://www.yahoo-help.jp/app/ask/p/2508/form/searchrelword-info>

*10 https://support.google.com/legal/contact/lr_legalother?product=websearch

*11 東京地裁平成26年10月9日、平成27年5月8日、11月16日、11月27日、12月1日決定・さいたま地裁平成27年6月25日、12月22日認可決定（「忘れられる権利」に言及した）（判例時報2282号78ページ）・札幌地裁平成27年12月7日決定（2015WLJPCA12076001）等

うです。このような海外企業へ削除請求をしたり、発信者情報開示請求をしたりするにはどうすればいいかというお話です。

1 債務者の例

悪口を書かれやすいサイトの代表的な例を挙げます。

(1) 2ちゃんねる

「2ch.net」についてはフィリピン法人のRace Queen, Incというところが現在、削除仮処分の債務者と扱われています。ただ、フィリピンが送達条約に未加盟であるために、双方審尋期日が7か月以上先になります。送達しないでほしいという上申は、このRace Queen, Incに関しては通用しないので、7か月待つという運用になっています。

他方、IPアドレスの開示仮処分は無審尋上申が通ります。なぜかという、双方審尋が入るまでに7か月もかかると、それまでにIPアドレスが消えてしまうからです。この点を保全の必要性で書いて、無審尋上申をしてIPアドレスを開示してもらおうというやり方になっています。メールで決定正本を送信して削除請求または開示請求をするという方法が採られています。

「2ch.sc」の方は西村博之さんが自分でやっていると言っていますけれども、9部の扱いとしてはシンガポール法人PACKET MONSTER INCを債務者にするという運用になっています。そして、主たる業務担当者である西村博之さんが東京に在住しているということを理由とし、東京23区が管轄であると上申します。したがって9部で管轄が取れるという運用になっています。こちらについては従来から無審尋上申と送達遅らせ上申が通用しておりますので、どちらの上申も書いておくとよいと思います。

無審尋上申は、相手と呼ばないという上申です。送達遅らせ上申は、供託金の簡易取り戻しをするために便利に使われています。

(2) その他の債務者

FC2などは、決定正本をメールで送るという運用をしているので、FC2ブログに関して送達遅らせ上申が有効である場合があります*12。

その他の債務者としては「Google」がカリフォルニア州法人、「Twitter」もカリフォルニア州法人、「Facebook」がアイルランド法人です。アマゾンも、よく書籍などに口コミで悪口を書かれるということがあるものですから、そういう口コミについて悪口を消すために呼ぶ法人が、ワシントン州法人のAmazon.com Int'l Sales, Inc.という名前の会社です。ワシントンの登記を取るサイトで、アマゾンとだけ入れると、たくさんのアマゾンが表示されますが、Amazon.com Int'l Sales, Inc.というところが債務者です*13。

2 管轄

次は管轄のお話に移ります。削除請求の管轄と開示請求の管轄は違うので、分けてお話をします。

(1) 削除請求の管轄

削除請求の方は、国内法人の場合と同じです。不法行為地で管轄が取れますので、東京に事務所のある先生方であれば、9部で削除仮処分ができるということになるはずですが。

自宅の住所が埼玉で、東京に事務所があっても東京に出てきているんだという場合でも、業務妨害や名誉毀損の結果が仕事に関連し発生しているんだということを上申して、東京地裁でやってもらうということが可能かと思えます。実際にやってもらったこともあります。

(2) 開示請求の管轄

開示請求の管轄ですが、「2ch.sc」という西村博之さんがやっている方の「2ちゃんねる」、ここだけ特殊です。ここだけ主たる事務所、または営業所が東京23区であるということで、民訴法3条の2項、3項を使って東京23区で削除開示をするという運用になっています。実際

* 12 FC2は現在、仮処分決定には応じないようです。

* 13 Amazon.comは、利用規約の変更があり、債務者とすべき会社に変更されています。

にやってみれば問題があることに気付くと思いますが、実際には適用ではなくて準用になっていますので、今やろうと思っている人は注意してください。

他方、「2ch.sc」以外の、例えば「Twitter」であるとか、「Facebook」であるとか「Google」であるとか、こういったところの場合には、どういう管轄になるかという、条文操作をすることによって、必ず東京地裁になります。不法行為地で取れないし、ほかの条文でも取れないので、最終的に東京地裁、東京都千代田区にするという民事訴訟規則によって、東京地裁が管轄になるということになっているので、この点を上申してください。

3 双方審尋期日

双方審尋期日ですけれども、仮処分の申立書、疎明資料の英訳をするように裁判所から言われます。疎明資料の英訳の要否は、裁判所によって運用が違います。東京地裁の場合には疎明資料も英訳しろと言われていています。

あとは呼び出し状の英訳も求められます。裁判官名と書記官名をチェックしてください。ローマ字で書いて呼び出し状を英訳する必要があります。

また、送達条約未加盟国であるフィリピンの法人の場合には送達嘱託書の英訳が求められます*14。

いつ期日が入るのかということですが、送達条約の加盟国であればEMSで呼び出すので、だいたい1週間プラス1～2週間程度で双方審尋期日が入ります。具体的にイメージしやすいようにお話ししますと、例えばTwitter.incを相手に「Twitter」のツイートを削除したいという仮処分を申し立てると、双方審尋期日は債権者面接の3週間後ぐらいに設定がされます。

「Google」も同じですけれども、「Google」の場合には、必ず第1回期日は延期してくださいという上申が入るので、3週間のところでは双方審尋期日が入らず、実際にはプラス1か月だったりします。

9 結語

最後になりましたが、インターネットで業務妨害を受けると、随所に影響が出ます。やっぱり最近ではネット集客をしている方も多いですし、あとはネット集客をしていなくても、ネットでこの弁護士さんはどんな人だろうと検索する人が非常に多いので、インターネットで業務妨害を受けると、随所に影響が出てしまうわけです。

冒頭にご紹介しましたが、自分自身の心身への影響が非常に大きいと思います。したがって、そういった悪影響を取り除いて平穏な日常業務を取り戻していただく。業務妨害対策委員会の目的ですけれども、弁護士さんたちに、平穏な日常業務へ復帰してもらうために、インターネットで業務妨害を受けても削除請求なり、開示請求なりをして立ち向かっていってもらうことになろうかと思います。

*14 公用語が英語以外の場合は、その言語で訳します。

インターネットと弁護士業務妨害

～弁護士業務妨害対策委員会の活動報告～

弁護士業務妨害対策委員会 委員 藤井 直孝 (61期) ●Naotaka Fujii

1 当委員会による 業務妨害対策活動の概要と報告

当委員会では、事件の相手方、または、依頼者等から弁護士業務に関して妨害を受けた会員から、正副委員長が中心となって、電話、面談等で相談を受けている。

相談のみで終了するケースもあるが、支援要請書が提出された場合には、支援することが相当であるかどうかを当委員会で検討し、会長による支援決定を得て、支援活動を開始するケースもある。

当委員会発足後に寄せられた相談の総数は43件であり、そのうち支援要請書が提出されたものは13件である。当委員会が支援相当と判断し支援が開始されたものは、そのうち10件である。

最近は、後に述べるようなインターネット上での書き込み等に関する相談事例も見られる。

支援を開始した事案では、支援弁護士が妨害者に対して架電する、警告文を送付する、裁判期日に裁判所に同行する、警察への相談に同行するなどし、妨害行為の抑制・中止に一定の効果をあげている。

また、相談を受けた際には、弁護士の生命身体を確保すべく、事務所・自宅のセキュリティ環境についてのヒアリングとそれに対するアドバイスなども行うようにしている。

当委員会の外部での活動として、当委員会から、日弁連・関弁連の業務妨害対策委員会へ委員を派遣しているほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会と定期的に東京三会の連絡会を開催しており、他会で生じた妨害案件に対する対策、そのほか他会の活動状況について当委員会の活動にフィードバックできるような体制を整えている。

また、東京三会では、警視庁組織対策犯罪

三課との意見交換会を開催しており、同課と協力関係を築いている。当委員会に相談があったケースでも警察の協力が必要な場合には、当委員会の委員が警視庁または所轄の警察署への相談に同行することがある。

さらに、当委員会では、ほかの委員会とも意見交換会を開催している。近年では、濫用的・業務妨害的懲戒申し立てが増加している点に着目し、綱紀委員会との意見交換会を実施した。

以上のほか、当委員会では、年に一度、研修会を開催しており、一昨年度は、研修会の中で防犯グッズの紹介を行った。昨年度は、本稿の表題にもあるとおり、インターネット上の弁護士業務妨害が増加していることに鑑み、当会の神田知宏先生に講師を依頼し、「インターネット社会における弁護士業務妨害と対処法」というテーマで講演をしていただいた。

また、最近では、弁護士業務妨害に対するアンケートも実施するなど、情報収集に努めている。

以上が当委員会の業務妨害対策活動の概要である。

2 インターネットと弁護士業務妨害

昨年度に実施した研修会での神田先生の講演録については、二弁フロンティア10月号および本号に掲載されているので詳しくはそちらを参照いただき、本稿では、同講演録を適宜引用させていただきつつ、業務妨害対策委員会の活動という観点からお話をさせていただくこととしたい。

インターネット上での弁護士業務妨害の事案は、現代のようなネット社会においては看過できないものとなっており、当委員会の研修会で取り上げたほか、他会でもインターネット上の弁護士業務妨害に対するプロジェク

トチームが編成されるなど有効な対策手段を模索している状況である。

2015年12月2日に第一東京弁護士会会長が所属会員への弁護士業務妨害に対する会長声明を出しているが、このことからもはやインターネット上の弁護士業務妨害が、弁護士個人の問題ではなく、弁護士業界全体の問題となっていることが示されていると言える。

当委員会にも、インターネット上で誹謗中傷を受けている、不特定多数の弁護士の不正確な情報を掲載しているサイトがある等の相談が寄せられている。以下、いくつかの対策を紹介する。

インターネット上の弁護士業務妨害に対する有効な対策の一つと考えられているのは、神田先生の講演録にもあるように、正しい情報・ポジティブな情報を発信するという方法である。正しい情報・ポジティブな情報をホームページ・ツイッター・フェイスブック等で発信し続けることによって、インターネット上のネガティブな誹謗中傷記事、不正確な情報を駆逐するという方法である。

インターネット上での誹謗中傷等の頻度・内容等によっては、それほど悪影響がなく、しばらく放っておけば妨害行為が収まると予想されるケースもあるため、削除要請等ほかの手段を取ることを検討する前に、自身のホームページ等で、正しい情報・ポジティブな情報を発信する方法を提案している。

次に、インターネット上の誹謗中傷記事等に対する主な対策として考えられる手段として、削除請求等が挙げられる。

テレコムサービス協会の書式を使った任意の手続としての削除請求と、法的な手段としての仮処分（削除仮処分・IPアドレス開示仮処分）および本案訴訟（削除訴訟・住所氏名の発信者情報開示請求訴訟）がある。これらの削除請求等の詳細な方法については、神田先生の講演録を参照されたい。当委員会でも相談が寄せられた際には、削除請求等の方法についてアドバイス等をしている。

ただ、当委員会では、インターネット上の誹謗中傷記事等に対する削除要請あるいは仮

処分・本案訴訟を行ったケースはまだない。削除要請等を行うことによって、妨害者をエスカレートさせる材料を提供することになり、これにより、被害が拡大することが懸念されるケースが多く、削除要請等を行うにあたっては、慎重な判断が必要となる。

削除要請あるいは、仮処分等の法的手続をいかにして妨害行為の抑止につながる形で活用するかは重要な課題である。

また、当委員会では、インターネット上の誹謗中傷等が犯罪に該当するようなケースの場合には、被害届、告訴状の提出も含めて警察へ相談することを提案している。インターネット上の誹謗中傷等に対しては、名誉毀損罪、侮辱罪、威力業務妨害罪等の犯罪の成立が考えられる。立証の問題があることから刑事事件としての捜査・立件が難しいという実情はあるものの、刑事事件相当と思われる事案については、当委員会としては、警視庁または所轄の警察署に対して、立件に向けて動いてもらうよう強く働きかけているところである。

警察においても、近年は、サイバー犯罪に対する対策に力を入れており、警視庁にはサイバー犯罪対策課も設置されている。刑事事件としての立件の実績が積み重ねられ、刑事事件としての対応ができることが周知されていけば、上記の民事上の削除請求を行った場合の効果としても、被害が拡大するのではなく、業務妨害行為に対する抑止効果が期待されるものと思われる。

上記のほか、期待される対策として、神田先生の講演録にもあるように、「Google」「Yahoo!」等の検索サイトに検索結果をきれいにしてもらうという方法がある。

インターネット上に誹謗中傷等の記事が掲載されること自体、当該記事の当事者にとっては好ましくないことであるが、そのような記事が一部の掲示板サイトに書きこまれるだけであれば、一般のインターネットユーザーの目に触れる機会は極めて限定される。

問題は、検索サイトの検索結果にキーワードとして誹謗中傷記事のワードがひっかかってくることである。神田先生の講演録では

「サジェスト汚染」と表現されている。

例えば、某掲示板サイトに「〇〇弁護士が〇〇を暴行」と書き込まれると検索サイトで「〇〇弁護士」と入力すると関連ワードとして「暴行」というワードも表示される。検索サイトのサジェスト機能によって、某掲示板サイトに書き込まれたワードが「Google」等の検索サイトを使って検索した際に表示されてしまい、このようにネガティブなサジェストがされてしまうことによって、一般のインターネットユーザーにネガティブな印象を与える結果につながってしまうことになる。

そこで、インターネット上に誹謗中傷記事が書き込まれてしまった場合でも、当該記事に記載されているネガティブなワードが一般のインターネットユーザーの目に触れないようにするための方法として考えられるのが、「Google」「Yahoo!」等の検索サイトに検索結果をきれいにしてもらおうという方法である。

神田先生によれば、このサジェストの削除に関しては、高裁の事例で、削除を認めない判断をしたものが数件あるということで、現時点では、法的手段としてではなく、任意に各検索サイトに削除の請求を求めるのが現実的ではないかとのことである。当委員会とし

ても、1つの手段として活用し、実績を積み上げていきたいところである。

3 最後に

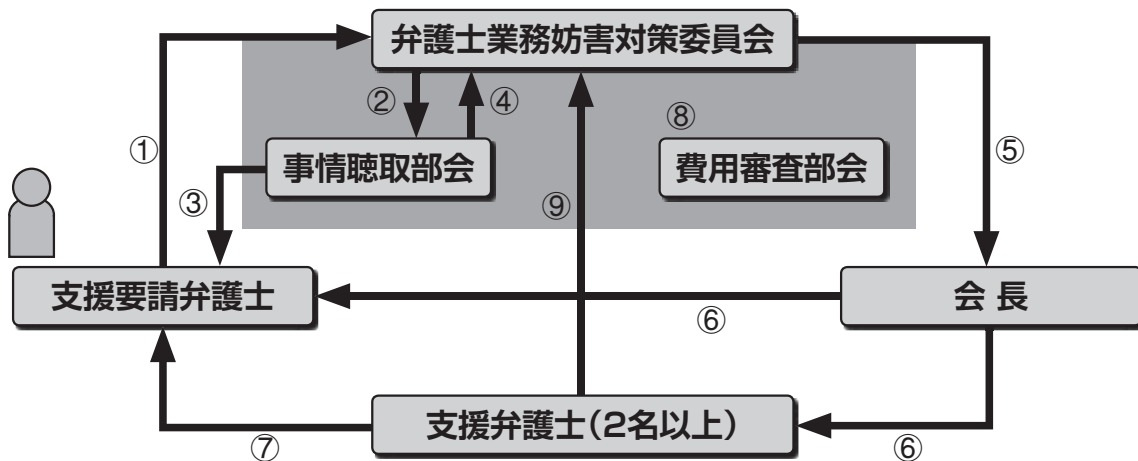
弁護士業務に対する妨害行為として、暴行等の物理的な攻撃が脅威であることはもちろんであるが、現代のようなインターネット社会においては、インターネット上での妨害行為も極めて大きな脅威となっている。インターネット上での妨害行為と物理的な妨害行為が複合的に行われる可能性もある。一過性のものもあれば、日を迫うごとにエスカレートするケースもあり、場合によっては、家族、または周囲への影響から事務所移転、自宅移転を余儀なくされるケースもある。

当委員会としては、他会・警視庁との交流等により、情報をアップデートし、また、委員会内でも議論を重ねることにより、インターネット上での妨害行為に対しても有効なアドバイスを行えるよう体制を整えている。

インターネット上での業務妨害も含めて、業務妨害を受けて悩まれている会員の方は迷わずに弁護士業務妨害対策委員会宛に、相談をしていただきたい。



図表6 弁護士業務妨害対策支援手続の流れ



①支援要請を提出 ②会長の承認を経て配点 ③事情聴取 ④事情聴取報告書を提出 ⑤事情聴取報告書およびこれに基づく支援の要否に関する意見を報告 ⑥支援相当の決定をしたときは、委員会の意見を聴いて、直ちに名簿に登録された支援弁護士を指名し、支援要請弁護士に紹介するとともに、支援弁護士に支援要請弁護士の連絡先等を連絡 ⑦支援要請弁護士と協議し、諸々の支援を行う ⑧支援弁護士の受任にかかる費用について、支援弁護士および支援要請弁護士の意見を聴いた上で審査 ⑨着手、中間、結果の報告書を提出

注) ②③について、緊急を要する場合は委員長または副委員長が事情聴取